

【60歳超の正規職員・再任用・育児休業代替任期付・臨時的任用】勤務条件（給与関係）等の比較

注 給与関係はいずれも令和8年4月1日現在の制度について記載したものであり、記載された額の支給等を保証するものではない。

勤務条件等		区分		正規職員（特例任用以外）	正規職員（特例任用）	再任用短時間（定年前・暫定 共通）	暫定再任用フルタイム	育児休業代替任期付・臨時的任用（60歳到達後に任用）	
職名				主幹教諭・教諭・養護教諭・栄養教諭	校長	教諭・養護教諭・栄養教諭	教諭・養護教諭・栄養教諭	講師・養護助教諭・実習助手	
任期（一般的な場合）		定年退職日まで		4月1日から3月31日まで	定年前：当該者が正規職員であったとした場合における定年退職日に相当する日まで 暫定：4月1日から3月31日まで	4月1日から3月31日まで	4月1日（その前日に正規職員を退職した者にあつては4月2日）から3月31日までのうち必要な期間		
給与関係 （主なもの）	給料表	差異無し。校種に応じて次のとおり 高・特・専：教育職員給料表(1)（以下「教(1)」という。） 幼・小・中：教育職員給料表(2)（以下「教(2)」という。）							
	職務の級等	60歳に達した日以後における最初の3月31日の級・号給と同一 （ただし、校長（特例任用の者を除く。）・園長・副校長・教頭であった者は、降任により級・号給が変動）	60歳に達した日以後における最初の3月31日の級・号給と同一	2級	2級	1級。号給は、給料表、学歴及び経歴年数に応ずる。 号給の上限は次のとおり。 教(1)：53号給 教(2)：50号給			
	給料月額	60歳に達した日以後における最初の3月31日における給料月額の7割 ※降任した職員については、それに加え、降任前の給料月額の7割の額と降任後の給料月額の7割の額との差額が給料として支給されるため、実質的に、同日における給料月額の7割となる。	60歳に達した日以後における最初の3月31日における給料月額の7割	教(1)：290,600円 教(2)：287,500円 に、38時間45分に対する1週間当たりの勤務時間の割合を乗じて得た額	教(1)：290,600円 教(2)：287,500円	給料表、職務の級及び号給に応ずる。 教(1)：1級53号給⇒289,900円、 1級52号給⇒289,100円、・・・ 教(2)：1級50号給⇒287,100円、 1級49号給⇒286,300円、・・・			
	昇給及び昇格	昇給：原則無し 昇格：無し					無し		
	教職調整額	R9.1.1～：給料月額の6% R10.1.1～：給料月額の7% ※幼：給料月額の4%	支給無し	R9.1.1～：給料月額の6% R10.1.1～：給料月額の7% ※幼：給料月額の4%					
	義務教育等教員特別手当	職務の級及び号給に対応する額の7割 ※学級（小学校、中学校及び高等学校の学級に限り、特別支援学級を除く。以下同じ。）の担任には3,000円を加算して支給	職務の級及び号給に対応する額の7割	幼：1,900円 小・中・高・特：2,600円 に38時間45分に対する1週間当たりの勤務時間の割合を乗じて得た額 ※学級の担任には、3,000円に、38時間45分に対する1週間当たりの勤務時間の割合を乗じて得た額を加算して支給	幼：1,900円 小・中・高・特：2,600円 ※学級の担任には3,000円を加算して支給	給料表、校種、職務の級及び号給に応ずる。 教(1)高・特：1級53号給⇒2,400円、1級52号給⇒2,300円、・・・ 教(2)幼：1級50号給⇒1,650円、1級49号給⇒1,650円、・・・ 教(2)小・中：1級50号給⇒2,300円、1級49号給⇒2,300円、・・・ ※学級の担任には3,000円を加算して支給			
	特殊勤務手当	差異無し（実績、校（園）務分掌等に応じて支給有り。特例任用校長には、実績に応じて管理職員特別勤務手当を支給） 特別支援学校の職員（特例任用校長を除く。）又は幼・小・中の特別支援教育の担当に支給							
	給料の調整額	教(1)：7,792円（主幹教諭にあつては8,073円） 教(2)：7,721円（主幹教諭にあつては7,932円）	支給無し	教(1)：11,132円 教(2)：11,031円 に38時間45分に対する1週間当たりの勤務時間の割合を乗じて得た額	教(1)：11,132円 教(2)：11,031円	給料表、職務の級及び号給に応ずる。 教(1)：9,026円。ただし、1級26号給9,017円、1級25号給8,940円、・・・ 教(2)：8,424円。ただし、1級19号給8,416円、1級18号給8,303円、・・・			
	扶養手当及び住居手当	実態に応じて支給有り					住居手当は実態に応じて支給有り、扶養手当は支給無し		
	通勤手当	差異無し（通勤方法、通勤距離等に応じて支給有り）							
	期末手当及び勤勉手当の最高支給月数/年度	期末手当：6月支給⇒1.2625月、12月支給⇒1.2625月 勤勉手当：6月支給⇒1.0625月、12月支給⇒1.0625月 合計：4.65月		期末手当：6月支給⇒0.7125月、12月支給⇒0.7125月 勤勉手当：6月支給⇒0.5125月、12月支給⇒0.5125月 合計：2.45月	期末手当：6月支給⇒0.7125月、12月支給⇒0.7125月 勤勉手当：6月支給⇒0.5125月、12月支給⇒0.5125月 合計：2.45月	○ 前年度の3/31に正規職員を退職した者 期末手当：6月支給⇒1.01月（＝1.2625月×期間率0.8）、12月支給⇒1.2625月 勤勉手当：6月支給⇒1.009375月（＝1.0625月×期間率0.95）、12月支給⇒1.0625月 合計：4.344375月 ○ 当該者以外 期末手当：6月支給⇒1.2625月、12月支給⇒1.2625月 勤勉手当：6月支給⇒1.0625月、12月支給⇒1.0625月 合計：4.65月			
	期末手当及勤勉手当の役職段階別加算割合	級・号給に応じた割合（5%又は10%）	15%	5%	5%	0%			
	退職手当	支給有り（自己都合による退職であっても定年退職と同じ支給率で計算）					支給無し	支給無し	勤続期間等に応じて支給有り
共済等	健康保険及び厚生年金	公立学校共済組合					健康保険：公立学校共済組合（週20時間以上） 厚生年金：日本年金機構	公立学校共済組合	健康保険：公立学校共済組合 厚生年金：日本年金機構（育児休業代替任期付にあつては、公立学校共済組合）
	雇用保険	非加入（適用除外）					週20時間以上の場合は加入	加入	非加入（適用除外）